

第2回定例会会議録

平成30年 6月 8日(金)

開 会 午前10時00分

―――日程第1 開会宣言―――

○議長(小井土哲雄君) おはようございます。これより、平成30年第2回御代田町議会定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員は14名、全員の出席であります。

理事者側では、相澤税務課長、所要のため欠席する旨の連絡があり、代理に山本税務課長補佐が出席します。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

―――諸般の報告―――

○議長(小井土哲雄君) 日程に入るに先立ち、事務局長に諸般の報告をさせます。

木内議会事務局長。

(議会事務局長 木内一徳君 登壇)

○議会事務局長(木内一徳君) 諸般の報告。

平成30年6月8日

1. 本定例会に別紙配付のとおり町長から議案15件・報告2件が提出されていきます。

2. 監査委員より監査報告が別紙のとおりありました。

3. 本定例会に別紙配付した陳情文書表のとおり、陳情3件が提出され、受理しました。

4. 本定例会に説明のため町長ほか関係者に出席を求めました。

5. 本定例会における一般質問通告者は、荻原謙一議員ほか7名であります。

6. 閉会中における報告事項は別紙のとおりです。

次ページからは、監査委員の例月出納検査、定期監査報告書ですので、後ほどご覧ください。

また、閉会中の報告事項につきましては、全員協議会の折に報告しますので、こ

の場においては省略させていただきます。

以上です。

○議長（小井土哲雄君） 以上をもって、諸般の報告を終わります。

―――日程第2 会期決定―――

○議長（小井土哲雄君） 日程第2 会期の決定の件を議題とします。

本定例会の会期は、あらかじめ、議会運営委員会を開催し、審議してございますので、議会運営委員長より報告を求めます。

仁科英一議会運営委員長。

（議会運営委員長 仁科英一君 登壇）

○議会運営委員長（仁科英一君） おはようございます。

それでは、報告いたします。

6月1日、午前10時より、議会運営委員会を開催し、平成30年第2回御代田町議会定例会に提出の議案、一般質問について、審議日程等を決定しましたので報告いたします。

本定例会に町長から提出された案件は、議案15件、報告2件の計17件であります。

一般質問の通告者は8名であります。

これにより、会期は本日より6月19日までの12日間とすることに決定しました。

次に、審議日程につきましては、書類番号1、26ページをご覧ください。

平成30年第2回御代田町議会定例会会期及び審議予定表。

第 1 日目	6 月 8 日	金曜日	午前 10 時	開会	諸般の報告
					会期の決定
					会議録署名議員の指名
					町長招集のあいさつ
					議案上程、議案に対する質疑
					議案の委員会付託
第 2 日目	6 月 9 日	土曜日			議案調査

第 3 日目	6 月 1 0 日	日曜日		議案調査
第 4 日目	6 月 1 1 日	月曜日		休会
第 5 日目	6 月 1 2 日	火曜日	午前 1 0 時	一般質問
第 6 日目	6 月 1 3 日	水曜日	午前 1 0 時	一般質問
第 7 日目	6 月 1 4 日	木曜日	午前 1 0 時	常任委員会
第 8 日目	6 月 1 5 日	金曜日	午前 1 0 時	常任委員会
第 9 日目	6 月 1 6 日	土曜日		休会
第 1 0 日目	6 月 1 7 日	日曜日		休会
第 1 1 日目	6 月 1 8 日	月曜日	午前 1 0 時	全員協議会
第 1 2 日目	6 月 1 9 日	火曜日	午前 1 0 時	委員長報告 質疑・討論・採決 閉会

続いて、各常任委員会、全員協議会の日時、会場について報告します。

27 ページをお願いします。

常任委員会開催日程

総務福祉文教常任委員会

6 月 1 4 日	木曜日	午前 1 0 時	委員会室 1
6 月 1 5 日	金曜日	午前 1 0 時	委員会室 1

町民建設経済常任委員会

6 月 1 4 日	木曜日	午前 1 0 時	委員会室 2
6 月 1 5 日	金曜日	午前 1 0 時	委員会室 2

全員協議会開催日程

6 月 1 8 日	月曜日	午前 1 0 時	委員会室 1・2
-----------	-----	----------	----------

以上で報告を終わります。

○議長（小井土哲雄君） ただいま、議会運営委員長から報告のありましたとおり、本日から 6 月 1 9 日までの 1 2 日間としたいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は、本日から 6 月 1 9 日までの 1 2 日間と決しました。

――― 日程第 3 会議録署名議員の指名 ―――

○議長（小井土哲雄君） 日程第 3 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 125 条の規定により議長において

1 1 番 笹沢 武議員

1 2 番 市村千恵子議員

を指名します。

――― 日程第 4 町長招集あいさつ ―――

○議長（小井土哲雄君） 日程第 4 議会招集のあいさつを求めます。

茂木町長。

（町長 茂木祐司君 登壇）

○町長（茂木祐司君） 議員の皆様には、時節柄何かとお忙しい中にもかかわらず御参集を賜り、平成 30 年第 2 回御代田町議会定例会が開会できますことに、心から感謝を申し上げます。

さて、役場新庁舎建設事業の進捗状況といたしまして、本年のゴールデンウィーク中に引っ越し作業を行い、5 月 7 日月曜日から新庁舎での業務を開始しました。約 1 カ月が経過したところですが、大きな混乱もなく、順調に業務が進んでいます。

平成 23 年に検討を開始してから今日まで、議員並びに町民の皆様には深い御理解と多大な御協力を賜り、心より感謝を申し上げます。大変ありがとうございました。

公用車車庫棟や倉庫建設などの第 2 期工事につきましては、本日午後に入札の執行を予定しています。請負業者が決まりましたら、本議会の最終日に契約議案を追加提出したいと考えておりますので、引き続き皆様の御理解と御協力をお願いを申し上げます。

次に、浅間国際フォトフェスティバルの計画といたしましては、平成 23 年に閉館しましたメルシャン軽井沢美術館の敷地及び建物の有効活用のため、株式会社アマナと御代田町写真美術館及び浅間国際フォトフェスティバルに関する協定書を 5 月 14 日に締結しました。これにより、御代田町はアマナに対し旧メルシャン軽井沢美術館を貸し付けるものとし、アマナは平成 31 年度中の御代田写真美術館開館を目指し活用していただきます。

また、協定の締結とあわせて、浅間国際フォトフェスティバル開催の報道発表を
しました。本年度は、来年度予定をしています第1回の浅間国際フォトフェスティ
バルのイベントとして、8月11日土曜日から9月30日日曜日までの会期で
フォトフェスティバルを開催いたします。イベントとはいえ、200点ほどの
大型写真などを旧メルシャン軽井沢美術館周辺の屋内外に展示する予定です。

また、週末には映画のイベントや、アートファンやカメラファン向けの写真教室、
町民向けのワークショップを開催し、メイン広場ではフォトブースやフードコー
ナー、物販ブースを出店できるよう準備を進めています。

なお、フォトフェスティバルの計画等について知っていただくため、今月18日
月曜日及び22日金曜日に、役場新庁舎の大会議室で住民説明会を開催します。多
くの皆様に御出席いただき、フォトフェスティバルの開催について、皆様の御理解
と御協力をお願いします。

さて、本定例会に提案させていただいております案件は、専決処分事項の報告
8件、事件案1件、条例案2件、補正予算案4件、報告事項2件の計17件です。

専決処分事項の報告8件につきましては、1件目の御代田町公共下水道御代田浄
化管理センターの建設工事委託に関する協定の一部を変更する協定の専決処分は、
平成29年度長寿命化工事の工期について、来年2月28日まで延長するものです。
本年3月15日付で専決処分させていただきました。

2件目の御代田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分は、国民
健康保険の制度改革に伴い、地方税法等が一部改正されたことに起因するものです。
本年3月31日付で専決処分をさせていただきました。

3件目の平成29年度一般会計補正予算の専決は、歳入につきましては、国県の
補助金及びふるさと納税寄附金など、額の確定によるものです。歳出につきましては
は、国民健康保険特別会計の保健指導事業などへの繰出金を1,306万円減額、
そのほか、事業完了による事業費確定による補正です。

本補正予算につきましては、5つの特別会計補正予算とともに、本年3月31日
付で専決処分をさせていただきました。

事件案の1件につきましては、町道2路線を新たに認定したいため、議会の議決
を求めるものです。

条例案の2件につきましては、1件目の御代田町町税条例等の一部を改正する条

例案は、地方税法など国の税制改正に起因するものです。

2件目の御代田町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案は、児童福祉法の規定に基づいて、国が定めている基準の一部が改正されたことに起因するものです。

補正予算案の4件につきましては、1件目の平成30年度一般会計補正予算案（第1号）は、5億2,627万円の増額を計上し、歳入歳出総額を64億4,271万円にするものです。

主な補正の内容については、4月の人事異動に伴う職員人件費の補正のほか、日穀製粉株式会社の工場増築に対する地域総合整備資金貸付金として3億6,000万円を計上しました。あわせて、保証料に対する補助金と1回目の償還が年度内に発生することから、償還元金を計上しています。

また、文化芸術創造拠点形成事業補助金及び企業からの寄附金を実行委員会に支出するため、フォトフェスティバル関係経費2,682万円、農山漁村地域整備交付金の内示を受け、児玉雨池地区の農業用の用排水路整備事業2,760万円、融雪剤倉庫建設工事として2,400万円、社会資本整備総合交付金の内示に伴い、道路修繕工事500万円の増額などを計上し、教育費では、南小学校グラウンド南側の宅地開発に伴い、隣接するグラウンド南側にフェンスを設置するため3,700万円を計上しました。

歳入につきましては、これら事業に対する国庫補助金として、文化芸術創造拠点形成事業補助金1,982万円、内示に伴う社会資本整備総合交付金の計上、同じく内示に伴う農山漁村地域整備交付金1,407万円などを計上しました。

なお、平和台町営住宅跡地を宅地用地として売却するため、財産収入4,000万円、南小学校グラウンドフェンス設置事業の財源として、教育施設整備基金繰入金3,700万円、日穀製粉株式会社に対する貸付金の原資として、地域総合整備資金貸付債3億6,000万円、農山漁村地域整備交付金事業債1,220万円などの公共事業等債を計上しました。

2件目の介護保険事業勘定特別会計補正予算案（第1号）は、総額で31万円の減額補正となっています。人事異動に伴う職員人件費の減額が主な理由です。

3件目の公共下水道事業特別会計補正予算案（第1号）は、総額で1,835万円の増額補正となっています。町単独管路施設工事、マンホールポンプ更新工事の

増などによる補正をお願いしています。

4 件目の御代田小沼水道事業会計補正予算案（第 1 号）は、人事異動に伴い、職員
の事件費の減額をお願いするものです。

報告事項の 2 件につきましては、平成 29 年度土地開発公社の事業報告等並びに
平成 29 年度繰越明許費繰越計算書の報告です。

以上、概要を申し上げましたが、詳細につきましてはそれぞれ担当課長が説明い
たしますので、御審議をいただき、原案どおりの御採決をいただきますようお願い
を申し上げまして、第 2 回御代田町議会定例会招集の挨拶とさせていただきます。
よろしくお願いいたします。

○議長（小井土哲雄君） これより議案を上程します。

――― 日程第 5 議案第 37 号 専決処分事項の報告について（御代田町公共下水道御代
田浄化管理センターの建設工事委託に関する協定の一部
を変更する協定）―――

○議長（小井土哲雄君） 日程第 5 議案第 37 号 専決処分事項の報告についてを議題
とします。

報告理由の説明を求めます。

荻原企画財政課長。

（企画財政課長 荻原春樹君 登壇）

○企画財政課長（荻原春樹君） おはようございます。議案書の 3 ページをお開きくださ
い。

議案第 37 号 専決処分事項の報告について。

地方自治法第 108 条第 1 項の規定により、別紙専決処分書のとおり専決したの
で、同条第 2 項の規定により報告する。

平成 30 年 6 月 8 日 提出

御代田町長

4 ページをお願いいたします。

専第 3 号

専決処分書

地方自治法第 180 条第 1 項及び町長の専決処分指定事項について第 3 項の規定

により、御代田町公共下水道御代田浄化管理センターの建設工事委託に関する協定の一部を変更する協定について、次のとおり専決処分する。

平成30年3月15日 専決

御代田町長

記といたしまして、工期の変更でございます。

当初協定では、平成29年7月18日から平成30年3月31日までとしてございましたが、変更後、平成29年7月18日から平成31年2月28日までとさせていただきます。

こちら、平成29年度の汚泥棟機械更新と塩素混和池の長寿命化工事につきまして、議案書の5ページの変更協定書の写しのとおり、原案協定の第6条ただし書き部分の工期を平成30年3月31日から31年2月28日に延長するものでございます。

また、工期延長に伴いまして、原協定の第7条第1項中の平成29年度事業費7,400万円に、うち繰越翌債承認額7,400万円を追加するものでございます。

工期延長の理由につきましては、昨年9月26日に日本下水道事業団で実施をした入札が不調となりまして、11月14日に実施した入札で落札となりました。工期発注の予定がおくれたことによるものでございます。本年3月15日付で専決処分をさせていただきます。

以上で説明を終わりにさせていただきます。

○議長（小井土哲雄君） 以上で、報告理由の説明を終わります。

これより議案に対する質疑に入ります。質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。これをもって専決処分事項の報告を終わります。

―――日程第6 議案第38号 専決処分事項の報告について（御代田町国民健康保険

税条例の一部を改正する条例）―――

○議長（小井土哲雄君） 日程第6 議案第38号 専決処分事項の報告についてを議題とします。

報告理由の説明を求めます。

古畑保健福祉課長。

(保健福祉課長 古畑洋子君 登壇)

○保健福祉課長(古畑洋子君) 議案書6ページをお願いいたします。

議案第38号 専決処分事項の報告について。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙専決処分書のとおり専決したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものでございます。

平成30年6月8日 提出

御代田町長

7ページをお願いいたします。

専第4号

専決処分書

地方自治法第179条第1項の規定により、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるので専決処分する。

平成30年3月31日 専決

御代田町長

御代田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてでございます。

8ページからでございますが、御代田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例でございます。

改正理由といたしましては、平成30年度から国民健康保険制度改革によりまして地方自治法等が改正されたことに伴い、御代田町国民健康保険税条例の一部を改正するものでございます。

主な改正点でございますが、次の3点でございます。

まず1点目でございますが、国民健康保険制度改革に伴う改正でございます。

国民健康保険税の課税の定義の改正で、国民健康保険事業費納付金の納付に伴う改正でございます。

2点目としまして、国民健康保険税の課税限度額及び軽減判定所得見直しに伴う改正でございます。

まず、課税限度額の引き上げでございますが、基礎課税額を現行の54万から58万円に引き上げ、後期高齢者支援金等課税額19万円、介護納付金分16万円は現行のままでございます。このため、課税限度額は89万円から4万円引き上げられ、93万円でございます。

次に、軽減判定所得の引き上げでございます。国民健康保険税の減額は、軽減判定所得の算定方法を変更し、軽減対象世帯の範囲を広げるものでございます。被保険者数に乘じる金額を、5割軽減は27万円から27万5,000円に、2割軽減は49万円から50万円にそれぞれ引き上げとなります。

3点目としましては、字句の訂正と国民健康保険税の減免等事項の追加でございます。

附則でございますが、第1条、この条例は、平成30年4月1日から施行する。

第2条、改正後の御代田町国民健康保険税条例の規定は、平成30年以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成29年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

10ページから13ページは新旧対照表でございますので、ご覧ください。

説明は以上でございます。御承認いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（小井土哲雄君） 以上で、報告理由の説明を終わります。

これより議案に対する質疑に入ります。質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

お諮りします。本案は討論を省略し、直ちに採決に付したいと思えます。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認め、議案第38号を採決します。

本案は原案のとおり承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

挙手全員であります。よって、議案第38号 専決処分事項の報告については、原案のとおり承認することに決しました。

―――日程第7 議案第39号 専決処分事項の報告について（平成29年度

御代田町一般会計補正予算第8号）―――

○議長（小井土哲雄君） 日程第7 議案第39号 専決処分事項の報告についてを議題とします。

報告理由の説明を求めます。

荻原企画財政課長。

(企画財政課長 荻原春樹君 登壇)

○企画財政課長(荻原春樹君) 議案書の14ページをお開きください。

議案第39号 専決処分事項の報告について。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙専決処分書のとおり専決したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

平成30年6月8日 提出

御代田町長

15ページをお願いいたします。

専第5号

専決処分書

地方自治法第179条第1項の規定により、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるので専決処分する。

平成30年3月31日 専決

御代田町長

専決をさせていただいたのは、平成29年度御代田町一般会計補正予算(第8号)についてでございます。

次の予算書の1ページをお開きください。

平成29年度御代田町の一般会計補正予算(第8号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ4,916万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ76億4,803万円とする。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(地方債の補正)

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

次の2ページから、第1表 歳入歳出予算補正につきましては、本日配付をさせていただいております資料番号1で御説明をさせていただきます。

平成29年度一般会計補正予算の内容でございます。

歳入の主なものといたしましては、款 13、使用料及び手数料、項 1、使用料 223万8,000円の減でございます。町営住宅使用料等、確定によります増減の補正をお願いしてございます。

款 14、国庫支出金、項 1、国庫負担金 599万円の減、項 2、国庫補助金 749万9,000円の減、項 3 委託金 155万3,000円の減でございますが、それぞれ障害者自立支援給付負担金、地方創生の拠点整備交付金、衆議院議員選挙委託費確定による減額でございます。

款 15、県支出金、項 1、県負担金 299万5,000円の減額、項 2、県補助金 439万2,000円の減額でございます。こちら、それぞれ障害者自立支援給付負担金や農山漁村地域整備交付金の 285万6,000円など、こちらも事業費確定による県支出金の減額でございます。

款 16、財産収入、項 1、財産運用収入 34万6,000円の増額をお願いしております。こちら全て預金利子確定による増減を補正してございます。

款 17、寄附金は 1,571万5,000円の減額でございます。ふるさと納税寄附金確定による減額であります。平成 28 年度との比較でございますが、82万円、率にして 1.3%の増となっております。

款 18、繰入金、項 1、基金繰入金 180万円の減です。こちら、役場庁舎整備基金繰入金、歳出確定に伴いまして減額をしております。

款 21 の町債 660万円の減です。こちらは、地方創生拠点整備交付金事業債確定によりまして減額をしております。

歳入合計 4,916万3,000円の減となっております。

裏面をお願いいたします。歳出になります。

款 2、総務費、項 1、総務管理費 2,022万4,000円の減でございます。こちら主なものとしまして、ふるさと納税寄附金の減額確定によりまして、これに伴う歳出予算であります、ふるさと納税特典事業委託料 1,144万3,000円、ふるさと創生基金への積立金 424万6,000円を減額してございます。

款 3、民生費、項 1 の社会福祉費では 2,504万5,000円の減額でございます。障害者自立支援給付費、こちら確定によりまして 1,141万3,000円の減、国民健康保険特別会計の繰出金としまして 1,306万7,000円を減額しております。

款 6、農林水産業費、項 2、林業費、項 3、農地費ともに、補助対象事業費等確定により減額をしてございます。林業費では、松くい虫の防除対策委託料 29 万 6,000 円などでございます。農地費につきましては、農山漁村地域整備交付金を充当しております土地改良施設改良工事としまして 675 万 6,000 円を減額してございます。

款 8、土木費、項 4、都市計画費は 156 万 1,000 円の減でございます。空家改修補助金 60 万円の減額、公園管理委託料としまして 96 万 1,000 円を減額しております。

項 5、住宅費 117 万 3,000 円の減でございます。町営住宅の修繕工事を減額いたしました。

款 9、消防費 1,229 万 3,000 円の減でございます。こちら、佐久広域消防本部の負担金としまして 192 万 5,000 円を、また、消防署費の負担金としまして 1,036 万 8,000 円、ともに減額をお願いいたしました。

以上、歳出合計につきましては、歳入同額 4,916 万 3,000 円を減額としてございます。

予算書のほうの 6 ページにお戻りいただければと思います。

第 2 表 地方債補正でございます。

こちら変更でございます。起債の目的、一般補助施設整備等事業ということで、補正前の限度額 3,330 万円を補正後 2,670 万円としまして、660 万円減額をするものでございます。

説明は以上です。よろしく御審議の上、お認めいただきますようお願いいたします。

○議長（小井土哲雄君） 以上で、報告理由の説明を終わります。

これより議案に対する質疑に入ります。質疑のある方は挙手を願います。市村議員。

（12 番 市村千恵子君 登壇）

○12 番（市村千恵子君） 議席番号 12 番、市村千恵子です。1 点お聞きしたいと思えます。

議案書のページで、資料番号で言ったほうがいいんでしょうか。議案書では 18 ページなんですけれども、空家改修補助金 60 万円の減額となっているわけで

すけれど、この減額理由と、それから申請状況をお聞きしたいと思います。

当町においては、平成27年に空き家の実態調査を行い、Aランクというところでは319棟なりが実態調査として上がって、そのAランクでは小規模修繕で再利用可能だということで、それを促進するためにこの補助金というのが出てきているわけですが、60万円という減額が出ている中で、その理由と、それからどういった申請状況に現状はなっているのか、その点についてお願いします。

○議長（小井土哲雄君） 金井建設水道課長。

（建設水道課長 金井英明君 登壇）

○建設水道課長（金井英明君） お答えいたします。

空家改修補助金は、平成29年度から新規事業といたしまして開始いたしました。空き家実態調査の結果、空き家所有者には活用の意向があることが把握できたことから、活用の後押し、また活用による空き家の実態の解消、さらには定住人口の増加を目指し創設した補助金となります。

定住するための空き家改修に要する費用は、費用の2分の1で20万円を上限としている補助でございます。当初予算へ5件分、100万円を計上し、広報紙やホームページで掲載により利用を呼びかけましたが、申請交付に至ったものにつきましては2件でございまして、目標である5件に達することができず、3件分の60万円を減額させていただいております。

○議長（小井土哲雄君） 市村議員。

○12番（市村千恵子君） 3件分の減額ということなんですけど、今年度も5件分が30年度で計上されているわけですので、周知方法というのは、納税通知書とか何かにも、固定資産税か何かのところには、空き家がある場合はというようなお知らせみたいなものがありましたけど、今後、さらに何か広報とかで具体的に考えていることってございますか。

○議長（小井土哲雄君） 金井建設水道課長。

○建設水道課長（金井英明君） お答えいたします。

本年度につきましても広報紙とホームページで掲載はいたしまして、あと不動産協会等でそちらのほうにアナウンスをしまして、利用の推進という形で考えております。

○議長（小井土哲雄君） 市村議員。

○12番（市村千恵子君） 終わります。

○議長（小井土哲雄君） ほかございますか。井田理恵議員。

（6番 井田理恵君 登壇）

○6番（井田理恵君） 議席番号6番、井田理恵です。2点ほどお伺いいたします。

29年度、今の御説明いただきました補正予算の歳入の款13使用料です。委員会のほうでもあると思うんですけども、専決ということで確認をお願いいたします。町営住宅の使用料244万6,000円減で、町営住宅全体の整備を行っていると思うんですが、その戸数の推移と入居率の現状、提供している町営住宅の入居率の現状。

それから、歳入の款の17です。寄附金のところですけども、ただいま御説明いただきましたけれども、上方修正だった、このところふるさと納税の寄附金ですけども、全体見込み額の1,570万5,000円の減額補正という、全体見込み額の2割弱ということで、当初見込み額との大きな差異が生じた根拠はどのようなことがあるのかお聞かせ願います。

○議長（小井土哲雄君） 金井建設水道課長。

（建設水道課長 金井英明君 登壇）

○建設水道課長（金井英明君） お答えいたします。

町営住宅の入居率でございます。桜ヶ丘団地全体では、おおむね91%から93%の程度で推移をしております。住戸の種類につきましては、3LDKが90部屋、2LDKが12部屋でございます。部屋別では、3LDKが90%、2LDKが100%、全室埋まっている状況でございます。

平和台団地につきましては、新規の入居は行っておりませんので、参考までに、現在の入居率は81%、全体で37戸のうち30戸が利用されております。

○議長（小井土哲雄君） 荻原企画財政課長。

（企画財政課長 荻原春樹君 登壇）

○企画財政課長（荻原春樹君） ふるさと納税寄附金について御説明をいたします。

こちら、前年度までの収入実績と増加割合などから、平成29年度当初予算におきまして、8,000万円を計上させていただいたところであります。実績としましては、昨年と比較して82万円増の6,428万5,000円の収入であったため、その差額1,571万5,000円について減額補正をお願いしたところでございま

す。

こちらの要因としましては、御代田町のふるさと納税返礼品の主力の一つとなつてございます、濱野皮革工藝株式会社の複数のハンドバッグが人気の返礼品であるがため、多くの希望をいただいております。その生産が間に合わずに、寄附の申し込みが非常に多くなる11月から3月までの長期にわたり、欠品ですとか、品薄の状態が続いていたということが一番の原因であるというように考えているところで

○議長（小井土哲雄君） 井田議員。

○6番（井田理恵君） 今、ふるさと納税のことについて、確認をもう一度お願いします。

物品の提供につきましての品薄や不備ということなんですけれども、特定の物品に対することに頼ることに今なっている状況ということなんですけれども、ほかのいろんな方策はどのように今後、これを維持するのに何か考えていらっしゃるのかお聞かせ願いたいと思いますけれども。

○議長（小井土哲雄君） 荻原企画財政課長。

○企画財政課長（荻原春樹君） この状況を維持または増加させる取り組みということかと思っておりますけれども、現状でも実施をさせていただいておりますけれども、都市部の新聞広告等にふるさと納税のお願いを実施させていただいたり、町内の固定資産をお持ちの町外の方に対しまして、納税をお願いする文書なんかも同封をさせていただいているところであります。

また、今後についても、よりよい提供のいただける返礼品の増加ですとか、それだけではなくて、ある事業に対する寄附をお願いするといったことで、新たな寄附金を充当させていただける事業についても検討して増やしていきたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（小井土哲雄君） 井田議員。

○6番（井田理恵君） 終わります。

○議長（小井土哲雄君） ほかがございますか。池田健一郎議員。

（9番 池田健一郎君 登壇）

○9番（池田健一郎君） 議席番号9番、池田健一郎です。2点ほどお聞きしておきます。

まず、16ページにございます林業水産業の中の有害鳥獣捕獲委託料、これにつ

いて減額補正されているというのがどうなのかなと思ったんですが、どのくらいの実績が上げられて、こういうふうな数字が出てきているのかお聞きします。

○議長（小井土哲雄君） 大井産業経済課長。

（産業経済課長 大井政彦君 登壇）

○産業経済課長（大井政彦君） お答えいたします。

こちら有害鳥獣を駆除した数ということにもなりますので、済みません、現在のところ手持ちの数字のほうは持ち合わせておりませんが、例年よりも逆にこういう結果になったということは、少なかったのかなというふうに考えているところでございます。

○議長（小井土哲雄君） 池田議員。

○9番（池田健一郎君） 事前に通告してなかったんで申しわけないんですけども、浅間あるいは森泉山周辺のそういった鹿、イノシシ、こういったものが実際に捕獲される量が、あるいは駆除される量が減ってきているのかどうかということは、我々町民としては知りたい数字ですので、また機会があったら、その数字を報告いただきたいと思います。

その次に、松くい虫の整備事業費が、これまた減額されていますけれども、町の中見て、まだまだ赤い松の木、立木があるというのは確認できるところで、これ減額する必要があったのかどうか。むしろ、手を打ちきっていないんじゃないかというふうな感じがするんですけども、その辺どうですか。

○議長（小井土哲雄君） 大井産業経済課長。

○産業経済課長（大井政彦君） お答えいたします。

松くい虫の対象木に対しましては、対象になる民有林、あるいは対象にならない、町単独でやらなければならない個人の林班にならないような部分、そういったところもあって、なかなか補助の対象の部分と単独でやる部分というのが出てくるところから、どうしても対象木の関係で補助金はそちらのほうに充てられないというところから、今回、歳入と歳出のバランスといいますか、収支のほうもありますので、不用減といいますか、確定ということで今回減額したところでございます。

○議長（小井土哲雄君） 池田議員。

○9番（池田健一郎君） 今の説明ですと、あれですか、補助対象とならないのは放置してあるというようなことですか。

○議長（小井土哲雄君） 大井産業経済課長。

○産業経済課長（大井政彦君） 放置してあるということではございません。松くい虫の関係につきましては、非常に、イタチごっこという言い方はあれかもしれませんが、最初1本で、何本かあるうちに1本、2本が対象になっていて、赤いような松が見受けられて、そこを対象で伐採業務のほう入るわけですが、その伐採業務に今度入ると、また次の隣の松が赤くなってきたりというようなこともありますので、非常にその辺、私どもも苦慮しているところでございます。

また、全国的にも、あるテレビで報道がありましたけれども、松くい虫は駆除することはまず無理かなというような、専門家のほうも見解もございました。ですから、樹種を変えるとか、そういったことも今後は必要になってくるかなと思います。

決してほっとしているわけではございませんので、苦しい答弁にはなりますけど、御容赦願いたいと思います。

○議長（小井土哲雄君） 池田議員。

○9番（池田健一郎君） 非常にこれは難しい問題だと思うんですけども、1本枯れているから、それを処理したら、隣がまた赤くなってきたというような、イタチごっこをやっていることは事実なんですけれども。ある程度見込まれる、もう完全に枯れてから対応するんじゃないかと、どうも怪しそうだというものにまで手をかけていくような指導をしていただければ、こういったものが幾らかでも早目早目に処理できてくるんじゃないかなと、こんなように思いますので、今後ともそのような対応をお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（小井土哲雄君） ほかございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

お諮りします。本案は討論を省略し、直ちに採決に付したいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認め、議案第39号を採決します。

本案は原案のとおり承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

举手全員であります。よって、議案第39号 専決処分事項の報告については、
原案のとおり承認することに決しました。

―――日程第8 議案第40号 専決処分事項の報告について（平成29年度御代田町
国民健康保険事業勘定特別会計補正予算第4号）―――

○議長（小井土哲雄君） 日程第8 議案第40号 専決処分事項の報告についてを議題
とします。

報告理由の説明を求めます。

古畑保健福祉課長。

（保健福祉課長 古畑洋子君 登壇）

○保健福祉課長（古畑洋子君） 議案書16ページをお願いいたします。

議案第40号 専決処分事項の報告について。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙専決処分書のとおり専決したの
で、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものでございます。

平成30年6月8日 提出

御代田町長

17ページをお願いいたします。

専第6号

専決処分書

地方自治法第179条第1項の規定により、特に緊急を要するため議会を招集す
る時間的余裕がないことが明らかであると認めるので専決処分する。

平成30年3月31日 専決

御代田町長

予算書の1ページをお願いいたします。

平成29年度御代田町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第4号）は、次
に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ710万5,000円を追加
し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ21億3,457万1,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳
入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

2 ページをお願いいたします。

第1表 歳入歳出予算補正。

歳入でございます。款3、国庫支出金、項1、国庫負担金でございます。補正額ですが、療養給付費国庫負担金の交付額変更に伴いまして、1,732万円の増額でございます。

項2、国庫補助金でございます。財政調整交付金、交付額確定によりまして、2,474万4,000円の減額でございます。

款4、県支出金、項2、県補助金でございます。財政調整交付金、交付額確定によりまして、2,759万6,000円の増額でございます。保険財政共同安定化事業の抛出超過分の補助等でございます。

款8、繰入金、項1、他会計繰入金でございます。一般会計から保健指導事業等繰入金ですが、一般被保険者療養給付費等が伸びていないため、繰越金が増えること等も考慮いたしまして、1,306万7,000円の減額でございます。

歳入合計でございます。補正額ですが、710万5,000円の増額でございます。

続きまして、3 ページをお願いいたします。

歳出でございます。款2、保険給付費、項1、療養諸費でございます。補正額ですが、一般被保険者療養給付費が見込みより伸びなかったため、1,785万円の減額でございます。こちら療養給付費の月の平均ですけれども、7,221万5,000円でございます。

項3、出産育児一時金から款8、項2の保健事業費までは財源変更でございます。

款10、項1、予備費でございますが、2,495万5,000円の増額で、こちら予備費で調整をしております。

歳出合計でございますが、補正額としまして、710万5,000円の増額でございます。

説明は以上でございます。御承認をいただけますようよろしくお願いいたします。

○議長（小井土哲雄君） 以上で、報告理由の説明を終わります。

これより議案に対する質疑に入ります。質疑のある方は挙手を願います。池田るみ議員。

（5番 池田るみ君 登壇）

○5番（池田るみ君） 議席番号5番、池田るみです。1点お伺いいたします。

議案書の7ページになりますけれども、保険給付費、療養諸費、療養給付諸費の一般被保険者療養給付費1,785万円の減額となり、余剰金で2,495万5,000円を予備費の増額として、予備費のほう合計が3億2,303万9,000円と大きくなっているわけですが、予備費に入れた理由と、また、国民健康保険支払準備基金等に積み立てる考えはなかったのかお伺いいたします。

○議長（小井土哲雄君） 古畑保健福祉課長。

（保健福祉課長 古畑洋子君 登壇）

○保健福祉課長（古畑洋子君） お答えいたします。

御質問がありました、今回の予備費計上の理由でございますが、これは、歳入全体が増となりまして、歳出全体が減となったものによりまして、予算上、歳入と歳出を合わせるため、歳入が歳出を上回った分につきましては、予備費に計上する形で調整をさせていただいているということでございます。

基金の積み立てにつきましては、この4月から国民健康保険制度が改正によりまして、市町村が県に納める納付金というものが設けられました。これに伴いまして、理事者、企画財政課、また町の国民健康保険運営協議会でも御検討いただく中で、平成29年度中の基金の積み立ては見送り、平成30年度で基金を積み立てていくということになっております。

今後、今年度、具体的にどのくらい積み立てていくことにつきましては、今後、29年度の決算額が確定したところで、また理事者、企画財政課にも相談し、さらに国民健康保険運営協議会でも検討し、決めていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（小井土哲雄君） 池田議員。

○5番（池田るみ君） 29年度の一般被保険者療養給付費、当初予算では8億9,771万1,000円ということで、1カ月7,480万円で予算を立てていたわけですが、今回の補正で、全体では8億6,816万5,000円、1カ月、先ほど課長のほうから答弁もありましたように、7,221万円でおさまったこと、また予備費が3億2,309万9,000円になったことや、また一般繰り入れも今回やめております。また、国民健康保険制度の財政運営が、やはり平成30年度から県単位になって、2カ月が経過した状況などから、国保税の引き上げなど、税率の

改正は考えているのかどうかお聞きします。

○議長（小井土哲雄君） 古畑保健福祉課長。

○保健福祉課長（古畑洋子君） お答えいたします。

ただいま池田るみ議員のほうから、今後の方針ということでございますけれども、現在、当町は基金が非常に多くあるわけなんですけれども、これから医療費の伸びということで、これからは納付金という形で県にお金を納めていくわけでございますけれども、そういった部分で医療費が急に上がった場合、その納付金が高くなった場合等につきましては、そちらの基金から繰り入れまして、住民の皆様の御負担をいただかないような、これ以上上げないような方式をとっていかなければいけないと思いますし、また、今後、基金を取り崩して税率改正というか、そういった税率の見直しもしていくということも考えておりますので、今年度中にはその方向を示していきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。今作業を進めている状況でございます。

○議長（小井土哲雄君） 池田議員。

○5番（池田るみ君） 終わります。

○議長（小井土哲雄君） ほかがございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

お諮りします。本案は討論を省略し、直ちに採決に付したいと思えます。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認め、議案第40号を採決します。

本案は原案のとおり承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

挙手全員であります。よって、議案第40号 専決処分事項の報告については、原案のとおり承認することと決しました。

この際、暫時休憩します。

（午前11時04分）

（休 憩）

（午前11時15分）

○議長（小井土哲雄君） 休憩前に引き続き、本会議を再開します。

―――日程第9 議案第41号 専決処分事項の報告について（平成29年度御代田町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算第1号）―――

○議長（小井土哲雄君） 日程第9 議案第41号 専決処分事項の報告についてを議題とします。

報告理由の説明を求めます。

金井建設水道課長。

（建設水道課長 金井英明君 登壇）

○建設水道課長（金井英明君） 議案書18ページをお願いいたします。

議案第41号 専決処分事項の報告について。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙専決処分書のとおり専決しましたので、同条第3項の規定により報告をいたします。承認をお願いいたします。

次の19ページをご覧ください。

専第7号

専決処分書

地方自治法第179条第1項の規定により、平成29年度御代田町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）について、平成30年3月31日に専決をさせていただきましたので、御承認をお願いいたします。

補正予算書1ページをお願いいたします。

平成29年度御代田町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ151万7,000円とする。

2 補正款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

次の2ページをご覧ください。

第1表 歳入歳出予算補正。

歳入でございます。款2、繰入金、項1、他会計繰入金14万円は、一般会計からの繰り入れでございます。

款 3、繰越金、項 1、繰越金は 1,000 円です。

款 4、諸収入、項 1、貸付金元利収入 14 万 4,000 円の減額でございます。
こちらは貸付金償還金現年分及び未償還繰越分の減額によるものでございます。

項 2、延滞金、加算金及び過料の収入はございませんでした。

歳入合計、補正額 4,000 円の減額といたしまして、総額 151 万 7,000 円
でございます。

次の 3 ページをご覧ください。

歳出でございます。款 1、土木費、項 1、住宅費 4,000 円の減額ございま
す。こちらは口座振替手数料の減額によるものでございます。

款 2、公債費、項 1、公債費につきましては増減がございませんでした。

したがって、歳出の合計は 4,000 円の減額となり、総額 151 万
7,000 円でございます。

以上のとおり、御審議をお願いいたします。

○議長（小井土哲雄君） 以上で、報告理由の説明を終わります。

これより議案に対する質疑に入ります。質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

お諮りします。本案は討論を省略し、直ちに採決に付したいと思います。これに
御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認め、議案第 41 号を採決します。

本案は原案のとおり承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

挙手全員であります。よって、議案第 41 号 専決処分事項の報告については、
原案のとおり承認することに決しました。

―――日程第 10 議案第 42 号 専決処分事項の報告について（平成 29 年度御代田町
公共下水道事業特別会計補正予算第 5 号）―――

○議長（小井土哲雄君） 日程第 10 議案第 42 号 専決処分事項の報告についてを議
題とします。

報告理由の説明を求めます。

金井建設水道課長。

(建設水道課長 金井英明君 登壇)

○建設水道課長(金井英明君) 議案書20ページをお願いいたします。

議案第42号 専決処分事項の報告について。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙専決処分書のとおり専決したので、同条第3項の規定により報告をいたしますので、承認をお願いいたします。

次の21ページをご覧ください。

専第8号

専決処分書

地方自治法第179条第1項の規定により、平成29年度御代田町公共下水道事業特別会計補正予算(第5号)について、平成30年3月31日に専決させていただきましたので、御承認をお願いいたします。

予算書1ページをお願いいたします。

平成29年度御代田町の公共下水道特別会計補正予算(第5号)は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ541万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7億5,696万5,000円とする。

2 補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

次の2ページをご覧ください。

第1表 歳入歳出予算補正。

歳入でございます。款2、使用料及び手数料、項1、使用料、補正額148万円の減額でございます。こちらは、当初見込みにより使用料滞納繰越分の減少に伴う収入源によるものでございます。

款6、諸収入、項1、延滞金、加算金及び過料、補正額6万3,000円でございます。こちらは、公共下水道への無断接続により、公共下水道条例第44条に基づく過料でございます。

款7、町債、項1、町債、補正額400万円の減額でございます。建設事業費の

確定に伴い減額をするものでございます。

次の3ページをご覧ください。

歳出でございます。款1、土木費、項1、都市計画費、補正額541万7,000円でございます。こちらは事業費の確定による減額でございます。主なものといたしましては、町単独の管路施設工事並びに汚泥処分費の減額によるものでございます。

次の4ページをお願いいたします。

第2表 地方債補正。

変更でございます。起債の目的、公共下水道事業、補正前の限度額を4,900万円から400万円を減額いたしまして、補正後の限度額を4,500万円といたしました。起債の方法、利率、償還の方法につきましては補正前に同じでございます。

以上のとおり御承認をお願いいたします。

○議長（小井土哲雄君） 以上で、報告理由の説明を終わります。

これより議案に対する質疑に入ります。質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

お諮りします。本案は討論を省略し、直ちに採決に付したいと思っております。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認め、議案第42号を採決します。

本案は原案のとおり承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

挙手全員であります。よって、議案第42号 専決処分事項の報告については、原案のとおり承認することに決しました。

―――日程第11 議案第43号 専決処分事項の報告について（平成29年度御代田町
農業集落排水事業特別会計補正予算第1号）―――

○議長（小井土哲雄君） 日程第11 議案第43号 専決処分事項の報告についてを議題とします。

報告理由の説明を求めます。

金井建設水道課長。

(建設水道課長 金井英明君 登壇)

○建設水道課長(金井英明君) 議案書22ページをお願いいたします。

議案第43号 専決処分事項の報告について。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙専決処分書のとおり専決したので、同条第3項の規定により報告をいたしますので、承認をお願いいたします。

次の23ページをご覧ください。

専第9号

専決処分書

地方自治法第179条第1項の規定により、平成29年度御代田町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)について、平成30年3月31日に専決させていただきましたので、御承認をお願いいたします。

次の補正予算書1ページをご覧ください。

平成29年度御代田町の農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ153万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,882万5,000円とする。

2 補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

次の2ページをご覧ください。

第1表 歳入歳出予算補正。

歳入でございます。款1、分担金及び負担金、項1、分担金、補正額45万5,000円でございます。こちらは、新規加入を見込んでおりましたが、加入者がいなかったための減額によるものでございます。

款3、繰入金、項1、他会計繰入金、補正額112万7,000円でございます。こちらは処理場維持管理費の減額によるものでございます。

款4、繰越金、項1、繰越金は4万3,000円でございます。

歳入合計153万9,000円となり、総額2,882万5,000円でございます。

次の3ページをご覧ください。

歳出でございます。款1、農林水産業費、項1、農地費、補正額153万9,000円でございます。施設修繕料と公共ます設置工事の減額によるものでございます。

歳出合計は153万9,000円となり、総額2,882万5,000円でございます。

以上のとおり御審議をお願いいたします。

○議長（小井土哲雄君） 以上で、報告理由の説明を終わります。

これより議案に対する質疑に入ります。質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

お諮りします。本案は討論を省略し、直ちに採決に付したいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認め、議案第43号を採決します。

本案は原案のとおり承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

挙手全員であります。よって、議案第43号 専決処分事項の報告については、原案のとおり承認することに決しました。

―――日程第12 議案第44号 専決処分事項の報告について（平成29年度御代田町個別排水処理施設整備事業特別会計補正予算第1号）―――

○議長（小井土哲雄君） 日程第12 議案第44号 専決処分事項の報告についてを議題とします。

報告理由の説明を求めます。

金井建設水道課長。

（建設水道課長 金井英明君 登壇）

○建設水道課長（金井英明君） 議案書24ページをお願いいたします。

議案第44号 専決処分事項の報告について。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙専決処分書のとおり専決したの

で、同条第3項の規定により報告をいたしますので、承認をお願いいたします。

次の25ページをご覧ください。

専第10号

専決処分書

地方自治法第179条第1項の規定により、平成29年度御代田町個別排水処理施設整備事業特別会計補正予算（第1号）について、平成30年3月31日に専決させていただきましたので、御承認をお願いいたします。

次の補正予算書1ページをご覧ください。

平成29年度御代田町の個別排水処理施設整備事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めによる。

第1条 歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ158万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,126万6,000円とする。

2 補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出補正予算」による。

次の2ページをご覧ください。

第1表 歳入歳出予算補正。

歳入でございます。款1、使用料及び手数料、項1、使用料、補正額15万4,000円の減額でございます。こちらは浄化槽使用料の減額によるものでございます。

款2、繰入金、項1、他会計繰入金、補正額154万4,000円でございます。こちらは施設維持管理費の減額によるものでございます。

款3、繰越金、項1、繰越金は110万円の増額でございます。

歳入合計158万8,000円となり、総額1,126万6,000円でございます。

次の3ページをご覧ください。

歳出でございます。款1、衛生費、項1、保健衛生費、補正額158万8,000円の減額でございます。こちらは施設修繕料と維持管理委託料の減額によるものでございます。

款2、公債費、項1、公債費につきましては増減はございませんでした。

したがって、歳出合計は158万8,000円の減額となり、総額

1,126万6,000円でございます。

以上のとおり御審議をお願いいたします。

○議長（小井土哲雄君） 以上で、報告理由の説明を終わります。

これより議案に対する質疑に入ります。質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

お諮りします。本案は討論を省略し、直ちに採決に付したいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認め、議案第44号を採決します。

本案は原案のとおり承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

挙手全員であります。よって、議案第44号 専決処分事項の報告については、原案のとおり承認することに決しました。

―――日程第13 議案第45号 町道の路線認定について―――

○議長（小井土哲雄君） 日程第13 議案第45号 町道の路線認定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

金井建設水道課長。

（建設水道課長 金井英明君 登壇）

○建設水道課長（金井英明君） 議案書26ページをお願いいたします。

議案第45号 町道の路線認定について。

町道の路線を下記のとおり認定したいので、道路法第8条第2項の規定により議会の議決をお願いいたします。

新規認定路線の位置につきましては、次の27ページ、28ページの位置図とあわせてご覧ください。

路線名、東原11号線、起点、御代田町大字馬瀬口字東原2091番98、終点、御代田町大字馬瀬口字東原2091番26、延長116.0m、幅員3.5m、路面未舗装。

理由でございます。新規路線といたしまして、東原 6 号線及び東原 10 号線に接続する既存の道路でございます。

続きまして、坪谷地線、起点、御代田町大字御代田字坪谷地 4491 番、終点、御代田町大字御代田字坪谷地 4484 番、延長 295.0 m、幅員 3.5 m、路面の状況はアスファルト。

理由でございます。新規路線で、神社線及び大林坪谷地線に接続する既存の道路でございます。

東原 11 号線につきましては、東原 6 号線、天狗の茶屋交差部から北側へ向かう道路で、住宅地整備に伴い交通量の増加により、一部用地を取得いたしましてアスファルト舗装の工事を行うものでございます。

坪谷地線につきましては、神社線と大林坪谷地線を東西に結ぶ道路でございます。こちらも住宅地整備に伴い交通量が増加しております。

産業経済課所管の児玉用水の改良工事に合わせまして、一部用地を取得し道路拡幅工事を行っております。農道といたしまして管理しておりましたが、今後は町道といたしまして管理をするもので、認定を行うものでございます。御審議をお願いいたします。

○議長（小井土哲雄君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより議案に対する質疑に入ります。質疑のある方は挙手を願います。池田健一郎議員。

（9 番 池田健一郎君 登壇）

○9 番（池田健一郎君） 議席番号 9 番、池田健一郎です。1 点お聞きします。

この両線とも町道に認定される、新たに工事して拡幅等もしている箇所ですけれども、これが何で 3.5 m になっていったのか。当然、今やっていただいた坪谷地、この辺の住宅地を車が走ると、よけ違いのためにとまってやらなきゃいけないというような状況です。今後、町道として、こういう 3.5 というのが基準としてやっていくのかどうか、その辺についてもお聞きします。

○議長（小井土哲雄君） 金井建設水道課長。

（建設水道課長 金井英明君 登壇）

○建設水道課長（金井英明君） 今の 3.5 m という説明でございますが、これは今現在の幅員をあらわしておりまして、今後、工事に合わせまして道路用地を取得してお

りまして、最終的には4.0 m以上の幅員を確保する計画となっております。

○議長（小井土哲雄君） 池田議員。

○9番（池田健一郎君） 了解しました。結局、最終的にその事業を実施された後は4 mになるというふうに理解していいですね。

はい、わかりました。終わります。

○議長（小井土哲雄君） ほかがございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

―――日程第14 議案第46号 御代田町町税条例等の一部を改正する

条例案について―――

○議長（小井土哲雄君） 日程第14 議案第46号 御代田町町税条例等の一部を改正する条例案についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

山本税務課長補佐。

（税務課長補佐兼住民税係長 山本喜久男君 登壇）

○税務課長補佐兼住民税係長（山本喜久男君） 議案46号について説明させていただきます。

大変申しわけありませんが、42ページ中段ですが、平成30年6月〇日とありますが、まだこの議案書提出のときには日にちが決まっていなかったわけですが、一昨日、6月6日ということで国のほうから報告があり、決まりましたので、6月6日の6というふうに入れていただきたいと思います。よろしくお願いたします。

それでは、議案書の29ページをご覧ください。

議案第46号 御代田町町税条例等の一部を改正する条例案について。

御代田町町税条例（昭和37年御代田町条例第11号）の一部を改正する条例を、別紙のとおり提出する。

平成30年6月8日 提出

御代田町長

今回上程いたします御代田町町税条例等の一部を改正する条例案は、地方税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第3号）、地方税法施行令等の一部を改正

する政令（平成30年政令第125号）、地方税法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成30年政令第126号）、地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成30年総務省令第24号及び第25号）が平成30年3月31日に公布され、施行されたことに伴い、御代田町町税条例等の一部を改正するものであります。

30ページをお願いいたします。

ただいま説明いたしました理由による条例改正でございます。

条例案作成に当たっては、県より示された改正条例等を参考にしております。

この条例案は、本則を6条建て、附則を11条建てで構成しております。

重立った改正箇所は、町民税、たばこ税、固定資産税となっております。

本則の第1条では、町民税の規定について、給与所得控除、公的年金の制度の見直しを図りつつ、一部を基礎控除に振りかえるなど対応を行うこととされ、総所得金額と合計所得金額により、所得要件を設けている所得控除、非課税措置に係る所有権の同一生計配偶者、扶養親族、配偶者特別控除に係る配偶者などについて、給与所得控除からの基礎控除へ振りかえに伴い10万円引き上げることとされ、法改正に合わせた所要の規定の整備とされております。

次に、たばこ税の規定について、近年、急速に市場が拡大している加熱式たばこについて、加熱式たばこの課税区分を新設し、5年間で段階的に新課税方式へ移行することとした上で、国及び地方のたばこ税の税率を3年間段階的に引き上げ、1本当たり3円、1箱当たりにしまして60円引き上げることとされた、法改正に合わせた所要の規定の整備であります。

続きまして、固定資産税の規定についてですが、固定資産税の評価がえに伴う土地の負担調整について、現行の仕組みを3年間延長すること、税負担軽減措置について、地方税法附則第15条について改正が行われたこと、生産性改革の実現に向けた中小企業の設備投資の支援を目的とした生産性向上特別措置法が平成30年5月23日に公布され、先ほど訂正していただきました、6月6日から施行されることとなったことに伴う地方税法の改正などに合わせた所要の規定の整備についての改正をしております。

40ページをご覧ください。

本則の第2条では、第1条で改正したたばこ税に係る加熱式たばこの新課税方式

への段階的移行に伴う換算率の改定とわがまち特例により、市町村が条例により特例割合を定めることとされている、地方税法附則第15条の改正に伴う引用規定の改正をいたします。

本則の第3条では、第2条で改正した加熱式たばこの新課税方式への段階的移行に伴う換算率の改定と、3段階で引き上げることとされたたばこ税の税率改正をいたします。

本則の第4条では、第3条で改正した加熱式たばこの新課税方式への段階的移行に伴う換算率の改定と、字句の定義改正及び3段階で引き上げることとされたたばこ税の税率改正をいたします。

本則の5条では、第4条で改正した加熱式たばこの新課税方式への段階的移行を完了し、それに伴う規定の整備をいたします。

41ページをご覧ください。

本則の第6条では、たばこ税の改正に伴う、平成27年度の法改正において講じた旧3級品の紙巻きたばこに係る経過措置の改正により、平成27年条例第14号、町税条例の一部を改正する条例の改正についてそれぞれ規定しております。

次に、附則ですが、附則第1条では、条例の施行日と適用日を規定し、1号から10号まで、それぞれ規定に関する施行日を定め、42ページの附則第2条では、町民税に関する経過措置を規定しております。

43ページをご覧ください。

附則第3条と4条で固定資産税に関する経過措置を規定しております。

44ページの附則第5条では、平成30年10月1日以前の町たばこ税に関する経過措置を規定し、附則第6条では、平成30年10月1日以前の手持ち品課税に係る町たばこ税について規定しております。

46ページをご覧ください。

46ページでは、附則第7条では、平成30年10月1日から平成31年9月30日までの持ち品課税に係る町たばこ税に関する経過措置を、附則第8条では、平成32年10月1日以前に課した、又は課するべきであった町たばこ税に関する経過措置を規定し、附則第9条では、平成32年10月1日以前の手持ち品課税に係る町たばこ税について規定しております。

48ページをご覧ください。

附則第10条では、平成33年10月1日前の町たばこ税に関する経過措置を、
附則第11条では、平成33年10月1日前的手持ち品課税に係る町たばこ税につ
いて規定しております。

改正箇所につきましては、新旧対照表で、51ページから本則の第1条関係、
88ページから本則の第2条関係、90ページから本則の第3条関係、92ページ
から本則の第4条関係、94ページから本則の第5条関係、100ページから附則
関係についてお示ししてございます。

以上、議案第46号についてでございます。よろしく御審議のほどお願いいたし
ます。

○議長（小井土哲雄君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより議案に対する質疑に入ります。質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

―――日程第15 議案第47号 御代田町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関
する基準を定める条例の一部を改正する条例案について―――

○議長（小井土哲雄君） 日程第15 議案第47号 御代田町放課後児童健全育成事業
の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案についてを議題
とします。

提案理由の説明を求めます。

小山町民課長。

（町民課長 小山岳夫君 登壇）

○町民課長（小山岳夫君） 議案書の111ページをお願いいたします。

議案第47号 御代田町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を
定める条例の一部を改正する条例案について。

御代田町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一
部を改正する条例案を、別紙のとおり提出いたします。

平成30年6月8日 提出

御代田町長

ということで、112ページに改正文になってまいります。児童福祉法改正に伴

う条例改正でございます。

条例中の第10条第3項の第4号及び第9号ともに、放課後児童健全育成事業にかかわる職員の資格要件を拡大するための改正でございます。

附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行し、平成30年4月1日から適用するというところでございます。

113ページの新旧対照表をお願いいたします。

放課後児童健全育成事業の職員に関する規定のうち、3項の放課後児童支援員の資格要件でございます。

改正前につきましては、(4)学校教育法の規定により、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校又は中等学校の教諭となる資格を有する者という規定でございましたが、改正後につきましては、教育職員免許法第4条に規定する免許状を有する者ということになっております。

どういうことかと申しますと、改正前のように教諭だけではなく、助教諭も含めて職員としての資格を認めるという、資格要件の拡大でございます。

それから、(10)、第10号でございますけれども、5年以上放課後児童健全育成事業に従事した者であって、町長が認めたものということでございまして、これにつきましては新設でございます。

これにつきましては、支援員の補助員という資格がございまして、補助員を5年以上務めた方につきましては、支援員としての資格を認めていくという内容になってくるわけでございます。

先ほど申し上げましたように、公布の日から施行し、平成30年4月1日から適用させていただきたいということでございます。

説明以上でございます。御審議いただきますようお願いを申し上げます。

○議長（小井土哲雄君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより議案に対する質疑に入ります。質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

○議長（小井土哲雄君） 日程第16 議案第48号 平成30年度御代田町一般会計補正予算案についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

荻原企画財政課長。

（企画財政課長 荻原春樹君 登壇）

○企画財政課長（荻原春樹君） 議案書の114ページをお開きください。

議案第48号 平成30年度御代田町一般会計補正予算案について。

地方自治法第218条第1項の規定により平成30年度御代田町一般会計補正予算（第1号）を、別冊のとおり提出する。

平成30年6月8日 提出

御代田町長

予算書の1ページをお開きください。

平成30年度御代田町の一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ5億2,627万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ64億4,271万5,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の追加及び変更は、「第2表 地方債補正」による。

2ページからの第1表 歳入歳出予算補正につきましては、別紙配付をさせていただきます。

それでは、歳入から説明をさせていただきます。

歳入の主なものでございます。款14、国庫支出金、項2、国庫補助金2,505万7,000円の増額をお願いしてございます。文化芸術創造事業補助金1,982万5,000円でございます。こちらフォトフェスティバルに充てる補助金でございます。社会資本整備総合交付金、都市再生整備事業の交付金でございます、942万円の増額。社会資本整備総合交付金の道路修繕事業に充てるものです、

362万1,000円の減です。内示額が示されたことにより、補正をお願いしております。

款15、県支出金、項2、県補助金1,339万7,000円でございます。農山漁村地域整備交付金1,407万6,000円ありますが、こちら内示額増額に伴いまして補正をいたしました。

款16、財産収入、項2、財産売り払い収入4,000万円でございます。平和台の町営住宅跡地の売却収入としまして増額をお願いしております。

款17、寄附金700万円の増です。その他の指定寄附金としまして、フォトフェスティバル関連の寄附の計上でございます。

款18、繰入金、項1、基金繰入金3,700万円で、教育施設整備基金の繰入金で、南小学校フェンス工事に充てるものでございます。

款19、繰越金1,711万1,000円の増、前年度の繰越金でございますが、このうち不足する財源を補正計上するというので、1,711万1,000円増額をお願いしております。

20の諸収入、項3、貸付金元利収入1,800万円でございますが、地域総合整備資金の償還金となっております。こちら歳出でも説明をさせていただきますが、地域総合整備資金の貸し付けに対しまして、第1回目の償還元金として1,800万円を計上させていただいております。

項4、雑入220万円につきましては、コミュニティ事業の助成金でございます。向原区、児玉区が採択となっております。

款21、町債3億6,650万円の増額をお願いしております。初めに、地域総合整備資金貸付債3億6,000万円でございます。こちら、日穀製粉さんへの貸付金に対します町債となっております。続いて、農山漁村地域整備事業債1,220万円につきましては、交付金の内示による事業費の増から増額をお願いしております。都市再生整備計画事業債850万円の減額ですが、こちらは、都市再生整備の計画事業の交付金増がございましたが、歳出事業費に変更がないため、町債を減額するものでございます。

以上、歳入合計5億2,627万8,000円となっております。

続いて、歳出でございます。主なものについて説明をさせていただきます。

款2の総務費、項1、総務管理費4億882万円の増額をお願いしております。

職員の４月の人事異動によります一般職人事管理経費のほか、貸付金の３億
６、０００万円につきましては、歳入で説明をさせていただいております、日穀製
粉の工場増築に係る貸付金でございます。文化芸術創造事業負担金１、９８２万
５、０００円につきましては、フォトフェスティバルへの負担金としてございます。

款３、民生費、項１、社会福祉費８８０万２、０００円の減でございますが、人
権センターの運営経費としまして５１万３、０００円の増額をお願いしております。

項２の児童福祉費５６万２、０００円の増額につきましては、保育園の教育指導
員の報酬６５万円の増額、また、その指導員の費用弁償としまして５万
５、０００円の補正をお願いしてございます。

款６、農林水産業費、項１、農業費１７４万３、０００円の減でございます。一
般職の人事管理経費のほか、クラインガルテンの運営事業費中、管理委託料を減額
しまして、施設改修工事費等を増額させていただいております。

項３、農地費、２、７７８万３、０００円の増額につきましては、農山漁村地域整
備交付金事業、交付内示増額により２、７６０万円増としてございます。

款８、土木費、項２の道路橋梁費２、９００万円の増額でございます。融雪剤倉
庫の建設工事費としまして２、４００万円の増、また、社会資本整備交付金事業の
道路修繕工事５００万円を増額してございます。

項４、都市計画費は６８２万８、０００円の増額でございます。公共下水道の特
別会計の繰出金３４５万８、０００円のほか、公園施設整備工事としまして、雪窓
球場近くの歩道または公園内の道路で、桜の木によります根上がりにより歩行に支
障があり、改修工事等をお願いしているところでございます。

続いて、３ページ目になりますが、款１０、教育費、項２の小学校費
３、７００万円の増額でございます。南小学校のグラウンドフェンス等の設置工事
でございまして、南小グラウンドに隣接します宅地造成工事が実施をされておしま
す。これに伴いフェンス等の設置工事をお願いしているところでございます。

項４、社会教育費１４６万７、０００円の減でございますが、このうち、平和台
公民館施設修繕補助金としまして１４２万円の増額をお願いしております。玄関の
改修工事に係る補助金でございます。

款１２、公債費は１、８００万円の増でございます。元金の償還費でございまし
て、本補正で貸し付ける予定の地域総合整備資金の第１回目の償還が本年中に始ま

ることから、元金1回分の増額をお願いしてございます。

歳出合計5億2,627万8,000円でございます。

予算書の6ページをお開きください。

第2表の地方債補正になってございます。

初めに追加でございます。起債の目的としまして、先ほど説明させていただいております地域総合整備資金の貸付事業としまして、限度額3億6,000万円をお願いしております。起債の方法は、証書借り入れまたは証券発行、利率につきましては、年4%以内。

償還の方法につきましては、政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合は、その債権者と協定するものとしてございます。ただし、町財政の都合によりまして、据置期間及び償還期限を短縮し、または繰り上げ償還もしくは低利に借りかえすることができるものとしてございます。

続いて変更でございます。起債の目的は、公共事業等でございます。限度額を1億8,840万円に対しまして1億9,490万円と、650万円の増額をお願いするものでございます。

説明は以上です。よろしく御審議をいただくようお願いいたします。

○議長（小井土哲雄君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

昼食のため休憩します。午後は1時半より再開します。

（午後 0時05分）

（休 憩）

（午後 1時31分）

○議長（小井土哲雄君） 本会議を再開いたします。

これより議案に対する質疑に入ります。質疑のある方は、挙手を願います。

荻原議員。

（2番 荻原謙一君 登壇）

○2番（荻原謙一君） 議席番号2番、荻原謙一です。3件の議案に対する質疑をいたします。

1件目ですが、平成30年度一般会計補正予算案、ページ19ページ、款3、民生費、項2、児童福祉費、目3、やまゆり保育園費、保育所運営事業経費のうち、保育園教育指導員報酬65万円の内容は。

2 件目、ページ 2 3 ページ、款 6、農林水産業費、項 3、農地費、目 5、団体営土地改良事業費、農山漁村地域整備交付金基盤整備促進事業経費 2,760 万円の増額は、農山漁村地域整備交付金の交付増によるものと思われるが、事業の内容と進捗状況は。

3 件目、ページ 2 5 ページ、款 8、土木費、項 2、道路橋梁費、目 2、道路維持費、道路除雪経費の融雪剤倉庫建設工事 2,400 万円の内容と建設場所は。また、工事が必要な理由は。

以上 3 件、担当課長にお聞きします。

○議長（小井土哲雄君） 小山町民課長。

（町民課長 小山岳夫君 登壇）

○町民課長（小山岳夫君） それでは、一般会計補正予算の保育園教育指導員報酬 65 万円の内容について、お答えいたします。

現在、やまゆり保育園主任保育士が療養休暇中でございます。これを補うため、保育園の月週案、月と週の案等の計画、それからその評価の作成指導及び保育士への指導と、各種相談を行う保育園教育指導員、この方に職務を委嘱するための報酬を 65 万円計上させていただいております。

時間報酬は 1,230 円、1 日 6 時間勤務で 7,380 円となります。月に 9 日から 10 日の委嘱を予定しておりまして、88 日分の報酬を計上しております。その合計が 64 万 9,440 円となりますので、切り上げまして 65 万円の予算計上となっておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（小井土哲雄君） 大井産業経済課長。

（産業経済課長 大井政彦君 登壇）

○産業経済課長（大井政彦君） お答えいたします。

農山漁村地域整備交付金基盤整備促進事業経費でございますが、本年度、平成 28 年度から実施してきました本交付金事業の最終面の 3 年目に当たります。今回、農林水産省の内示が残事業分を割り当てられたことによる増額補正をお願いするものでございます。

このことによって、本年度に農山漁村地域整備交付金基盤整備促進事業を児玉雨池地区農業用排水路整備を工事实施することで、全事業が完了となります。3 カ年の計画ですが、全体延長で 1.2 km、総事業費が 1 億円でございます。当該事業の

対象地は、御代田町を流れる千ヶ滝湯川用水本水路から分水をしている幹線用水路である児玉用水と雨池用水の流末、湯川までの未整備区間であります。土形水路や底張りがされていない未整備区間においては、洗掘による河床低下や土砂だまりによる堆積が生じ、水路の段面積の小さい区間では沿線のり面の崩落や地域への浸食、土砂流出などが起こっているため、農地への被害が生じているところがございます。この事業を行うことで、継続的な農地利用を確保するというところでございます。

委託料といたしましては、設計及び積算業務が812mの延長でございます。工事費としましては、農業用排水路工事として同じく812mを行います。公有財産購入費といたしましては、用地購入130m²を見込んでございます。工区につきましては4工区を分けて行いますが、児玉区内にありますところの雨池用水、宇雨池ですね、そこが190m。児玉用水字前児玉が200m、同じく児玉用水の坪谷地、こちらが122m。先ほど神社線の町道認定のされる予定の残りの全線でございます。それと新田用水の字鶴巻ですが、300mを見込んでございます。布設する構造物につきましては、ベンチフリュームと自由勾配側溝、幅が40cmから90cmの水路になります。

以上です。

○議長（小井土哲雄君） 金井建設水道課長。

（建設水道課長 金井英明君 登壇）

○建設水道課長（金井英明君） お答えいたします。建設工事の内容につきましては、鉄骨づくり平屋建て、間口が9.34m、奥行き9.33m、建築面積といたしましては、88m²を予定しております。高さは8.3mでございます。

倉庫の中につきましては、塩カル等を保存するスペースといたしまして、移動式ホイストクレーン1tづりのものを設置いたします。入り口には電動シャッターのほうを設置するものでございます。融雪剤倉庫の建築場所でございます。倉庫、駐車場及び大型トラックの回転に必要な面積、造成等の工事が少なく済むところ、幹線道路沿い、隣接に民家が少ないところなどの条件を定めた上で、町有地の中から候補を絞って最終的には場所を決めていきたいと思っております。

工事が必要な理由でございます。現在、融雪剤は旧役場庁舎駐車場南側に野積みしております。シート養生のみで保存しておりますが、庁舎が移転に伴いまして、

今後の跡地の利用計画にもよりますが、いずれは新たな保管場所を設けなければなりません。融雪剤は熱や湿気を帯びると溶けて粒子が塊となり、その部分につきましては使用できなくなってしまう。そのため、直射日光や降雨、降雪を避けて保管する必要があります。現在は屋外にシート養生のみで保管しているため、部分的に溶けて使用できなくなる損失や、散布機を詰まらせ、業務におくれを生じさせるなどの支障を来しております。

また、昨年度は役場のダンプトラックに積載した散布車と民間所有者の散布車2台で業務を行っておりました。民間所有者の散布車につきましては、老朽により維持管理に費用がかかってしまい、業務としての継続が困難ということで、今年度以降の融雪作業につきましては辞退をしたい旨の連絡をいただいております。

以上のことから、融雪剤を適正に保管することによる損失や、業務への支障要因を取り除き、経済的かつ効率的な業務運営を行えること、また建設業界におきましても、年々高齢となりつつあり、若年層の人員確保は特に厳しい状況にある中で、融雪剤散布の作業は日中の仕事が終わった後の夜間、または早朝に行っている状況と、作業時間の増加も考えられるため、作業への負担の軽減を図るとともに、安全に作業が行えるスペースを確保し、労働環境の改善に努めてまいりたいと思っております。

○議長（小井土哲雄君） 荻原議員。

○2番（荻原謙一君） 終わります。

○議長（小井土哲雄君） ほか、質疑ございますか。

市村千恵子議員。

（12番 市村千恵子君 登壇）

○12番（市村千恵子君） 議席番号12番、市村千恵子です。1点、お伺いいたします。

ページ、議案書22ページであります。款6の農林水産業費の目3の農業振興費の中のクラインガルテン事業経費についてですけれども、先ほどの議案上程の説明の中ではクラインガルテンの管理費、管理委託料を減額して、施設修繕費それから運営補助謝礼というふうに振り分けるような説明があったように思うのですが、この内容といたしますか、クラインガルテン管理委託料を減額した理由も含めて、その施設改修工事というのも当初予算でも53万3,000円ほど盛られていたが、こういったところの施設改修工事なのか、その内容についてお願いします。

○議長（小井土哲雄君） 大井産業経済課長。

（産業経済課長 大井政彦君 登壇）

○産業経済課長（大井政彦君） お答えいたします。クラインガルテンの事業経費でございますが、運用面におきまして交流施設の管理体制を本年度見直しました。ガルテナーの農村交流への第一歩となる、農作業にかかわる相談、指導、助言を重点に置きまして、平成28年度から委嘱しております農作業等の相談員を1名から3名体制として、4月から11月までの土日祝日に交流施設に常駐していただき、簡易な維持管理も含めてガルテナーの皆様が相談しやすい体制を整えました。これによって、13の管理委託料を81万8,000円減額、8の運営補助謝礼を24万9,000円増額しているところでございます。

それと施設の改修費でございますが、以前からラウベエリアのうちの山側の最南端に位置するななかまどというラウベ、1区画の耕作地でございます。これ、見えますかね。一番、本当に山側の、山に接しているところなんですけど、こちらの工事になりますと、耕作面の排水が非常に抜けが悪くて、耕作に支障を来していたというふぐあいがありました。このり面境によけ堀をして、しばらく様子を見ていたところですが、切土のり面部分において山側からの地下水がしみ出してきておりまして、常時表面水が処理できなくなってきたことから、今回地下水排除構という耕作土の下に暗渠を設けて、北側の影響のない部分まで流末させるという対策工事を75mほど行いたく、計上させていただきました。

したがいまして、全てこの3項目において、予算組みかえの今回補正をお願いするものでございます。

○議長（小井土哲雄君） 市村議員。

○12番（市村千恵子君） 終わります。

○議長（小井土哲雄君） ほか、質疑ございますか。

池田るみ議員。

（5番 池田るみ君 登壇）

○5番（池田るみ君） 議席番号5番、池田るみです。1点お伺いいたします。

議案書の15ページ、款、総務費、項、総務管理費、目6、企画費、御代田フォトフェスティバル関係経費2,682万5,000円のうち文化芸術創造拠点形成事業負担金1,982万5,000円と企業協賛負担金700万円を実行委員会に負担

するとありましたが、フォトフェスティバルの総事業費は、また企業協賛負担金 700 万円の詳細をお聞きします。

○議長（小井土哲雄君） 荻原企画財政課長。

（企画財政課長 荻原春樹君 登壇）

○企画財政課長（荻原春樹君） それでは、平成30年度のフォトフェスティバル関係経費の増額補正について、説明をさせていただきます。

平成30年度フォトフェスティバルを開催するに当たりまして、文化芸術拠点形成事業の補助金として文化庁より1,982万5,000円の採択を受けているところでございます。補助金の交付申請ではフォトフェスティバルの総事業費としまして、5,700万円を予定しておりますが、今回の取り組みが全国でも初めての取り組みということで、現在大手企業からの協賛金等の収入が多くは見込めない状況でございます。

こうした状況の中、文化庁の補助事業は補助対象経費の2分の1以内の額を上限として交付をされるということから、交付金額の倍である4,000万円を最低ラインの事業費として開催をする方向で進めさせていただいております。

財源の内訳でございますが、文化庁の補助金が1,982万5,000円と、町とアマナの負担金が650万円ずつで、1,300万円となっております。また、今回事業をする中での事業収入として500万円を見込んでおります。この500万円につきましては、実行委員会の会計に直接入るような状況になっております。残りの約220万円程度を企業からの協賛金として予定をさせていただいております。

ただ、こちらのほうが、まだ確定をしている額が50万円ということになっておりますので、今回50万円の協賛金を計上させていただいて、負担金として支出をさせていただく予定になっております。それ以降のものにつきましては、また9月で補正させていただきたいと考えているところであります。

それと、歳出の企業協賛負担金700万円ですが、先ほど申し上げました確定をしている50万円と株式会社アマナが負担する650万円、これのプラスした700万円を負担金として支出することとしてございます。

以上です。

○議長（小井土哲雄君） 池田議員。

○5番（池田るみ君） そうしますと、企業協賛金の中身は650万円がアマナ、あとは

ほかの企業からの協賛金が50万ということで、220万を予定している中のまた50万だということでありました。また、事業収入が500万を見込んでいるという中で、その事業収入というのはどんなものが見込まれているのか、また220万円、あと170万円、企業協賛をこれから集めていくということで頑張っているとは思いますが、もしその220万集まらなかった場合にはどのようにしていく予定なのか、お聞きします。

○議長（小井土哲雄君） 荻原企画財政課長。

○企画財政課長（荻原春樹君） 事業収入の500万円でございますが、現在、予定をしているところにつきましては、図版の販売、あるいはグッズ販売等ということで500万円を予定してございます。それと現在、町のほうと、それとは別にアマナさんのほうでも企業のほう、協賛金をお願いしている、歩いているところでございますが、残念ながらこのものが入らないということになりますと、国からの交付金を減額して、それに見合った形で、縮小した形での事業実施にならざるを得ないような状況になろうかと、現在ではそういった形で協議をさせていただいているところです。

以上です。

○議長（小井土哲雄君） 池田議員。

○5番（池田るみ君） 終わります。

○議長（小井土哲雄君） ほか、質疑ございますか。

井田議員。

（6番 井田理恵君 登壇）

○6番（井田理恵君） 議席番号6番、井田理恵です。2点、質問をさせていただきます。

30年度一般会計補正予算、7ページでございます。歳入の款17の指定寄附金の700万円ということですが、この700万円の見込み内訳というのは、どういうことになっているのか教えていただきたいと思っております。それと戻りまして6ページ、歳入の款21町債ですが、今まで御説明をいただきました地域総合整備資金貸付債3億6,000万円の起債目的事業ということで、日穀製粉の増築工事というお話を聞きました。その事業は確認をいたしました。償還期間につきまして、それから工期につきまして、教えていただきたいと思っております。

○議長（小井土哲雄君） 荻原企画財政課長。

(企画財政課長 荻原春樹君 登壇)

○企画財政課長(荻原春樹君) 初めに、指定寄附金の700万円でございますが、先ほどの池田るみ議員からの質問とかぶるところもございますが、アマナからの650万円の負担と協賛をいただける2社からの50万円、合わせて700万円となっております。それと地域総合整備資金の貸し付け返済の3億6,000万円でございますが、ここら辺をもうちょっと説明をさせていただきますが、議案説明でも若干触れさせていただいておりますが、一般財団法人の地域総合整備財団のふるさと融資を希望されました日穀製粉株式会社に貸し付ける3億6,000万円に充てるため、町債を借り入れるものでございます。これは先日、新聞報道をされましたとおり、一部日穀製粉の松本工場で行なっていたそば茶の工程をやまゆり工業団地にある軽井沢工場に全て移すため、現在工場の増築をしていただいているところであります。その工事費に充てられるものでございます。

このふるさと融資制度でございますが、先ほど申し上げました地域総合整備財団が承認をする地域づくりに貢献する民間事業に対する無利子の融資制度となっております。町が、利子分については全額負担をする制度となっております。元金についてはそれぞれ日穀製粉さんに償還いただいて、負担をしていただくということになっております。

償還の期間でございますが、10年間という期間で償還をしていただくことになっております。それと今回の工事の期間ということでよろしいですかね。現在では11月くらいまでに工事を完成させて、12月に貸し付けを行う予定として進めさせていただいているところでございます。

以上です。

○議長(小井土哲雄君) 井田議員。

○6番(井田理恵君) まずさっきの寄附金の700万円ということで、今、それについての説明というのを確認していただいて、確認したのですが、50万円の協賛金というのは、一般企業、見積もりを少し少なく見積もってされたということですが、残りの650万円は(株)アマナの事業費というか、その辺で多分寄附金という形で財源の調整をされたと思うのですけれども、それによるメリットがあるのか、ということをお聞きしたいのですけれども、本来ならば寄附金という形ではよろしいのか、そのメリットを教えてくださいたいのと、それから次の地域総合整備

資金貸付債のふるさと融資ですけれども、交付税措置がされると思うのですけれども、何パーセントくらいの交付税措置がされる予定なのか。工期は今、確認ですけれども、11月ということですのでけれども、もちろん単年度で終わる作業なのか。

そして済いません、最初の質問になかったのですけれども、今この工事について、近隣の人から香り、においですね、ソバの工場の、今操業している中で工場の香りが非常に、ちょっと気になる方がいて、これからこれを増築するに当たって、そういったことの対策をされているのか、ちょっと追加であわせてお願いします。

○議長（小井土哲雄君） 荻原企画財政課長。

（企画財政課長 荻原春樹君 登壇）

○企画財政課長（荻原春樹君） 初めに寄附金でございますが、町に寄附をいただけるということで、それぞれ企業の方には法人税の控除になるということで聞いてございます。それと地域総合整備の貸付金の関係でございますが、こちらにつきましては、工期はもう既に5月から工事が始まっておりまして、11月までに完了するという予定で進められてございまして、その完成後に貸し付けを行うということでございます。

ただ、私どもでは今回、この貸し付けをするということで工場の増築をすることを聞いてございますが、においの対策について施こされるというようなお話は聞いてございませぬので、よろしくお願ひしたいかと思ひます。

○議長（小井土哲雄君） 井田議員。

○6番（井田理恵君） 終わりたいと思いますが、今のちょっとこの御意見は少しコメントとしてお伝え願えればと思ひます。

終わります。

○議長（小井土哲雄君） ほかに質疑、ございますか。よろしいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

―――日程第17 議案第49号 平成30年度御代田町介護保険事業勘定特別会計

補正予算案（第1号）について―――

○議長（小井土哲雄君） 日程第17 議案第49号 平成30年度御代田町介護保険事

業勘定特別会計補正予算案についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

古畑保健福祉課長。

(保健福祉課長 古畑洋子君 登壇)

○保健福祉課長(古畑洋子君) 議案書115ページをお願いいたします。

議案第49号 平成30年度御代田町介護保険事業勘定特別会計補正予算案について

地方自治法第218条第1項の規定により、別冊のとおり提出するものでございます。

平成30年6月8日 提出

御代田町長

予算書の1ページをお願いいたします。

平成30年度御代田町介護保険事業勘定特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ、31万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10億8,517万8,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

2ページをお願いいたします。

第1表 歳入歳出予算補正

歳入でございます。

款4、国庫支出金、項2、国庫補助金、補正額でございますが、地域支援事業交付金ですが、一般職人事管理経費減額に伴いまして、15万6,000円の減額でございます。

款6、県支出金、項2、県補助金、こちらも地域支援事業交付金ですが、一般職人事管理経費減額に伴いまして7万8,000円の減額でございます。

款8、繰入金、項1、他会計繰入金でございます。こちらも一般職人事管理経費減額に伴いまして、7万8,000円の減額でございます。

歳入合計ですが、補正額31万2,000円の減額でございます。

続きまして、3ページをお願いいたします。

歳出でございます。

款2、項1、保険給付費でございますが、補正額ですが、高額介護予防サービス費の増によりまして2万4,000円の増額でございます。

款3、地域支援事業費、項1、包括的支援事業・任意事業費でございますが、地域包括支援センター運営費ですが、一般職人事管理経費40万5,000円の減額でございます。

項2、介護予防・生活支援サービス事業費でございます。介護予防・生活支援サービス事業費の増によりまして34万8,000円の増額でございます。

款6、項1、予備費は、27万9,000円の減額でございます。

歳出合計でございます。補正額31万2,000円の減額でございます。

説明は以上でございます。御審議をいただきますよう、よろしくをお願いいたします。

○議長（小井土哲雄君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより議案に対する質疑に入ります。質疑のある方は、挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

―――日程第18 議案第50号 平成30年度御代田町公共下水道事業

特別会計補正予算案（第1号）について―――

○議長（小井土哲雄君） 日程第18 議案第50号 平成30年度御代田町公共下水道事業特別会計補正予算案についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

金井建設水道課長。

（建設水道課長 金井英明君 登壇）

○建設水道課長（金井英明君） 議案書116ページをお願いいたします。

議案第50号 平成30年度御代田町公共下水道事業特別会計補正予算案について

地方自治法第218条第1項の規定により平成30年度御代田町公共下水道事業

特別会計補正予算第1号を、別冊のとおり提出いたします。

次の補正予算書1ページをご覧ください。

平成30年度御代田町の公共下水道事業特別会計補正予算第1号は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ、1,835万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8億7,438万2,000円とする。

2 補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

次の2ページをご覧ください。

第1表 歳入歳出予算補正

歳入でございます。

款4、繰入金、項1、特別会計繰入金、款7、町債、項1、町債、人件費及び町単独管路工事とマンホールポンプ交換工事の実施に伴う建設事業費の増額によるものでございます。他会計繰入金としましては、補正額345万8,000円の増、並びに町債1,490万円の増額となります。歳入合計は1,835万8,000円となり、総額8億7,438万2,000円でございます。

次の3ページをお願いいたします。

歳出でございます。

款1、土木費、項1、都市計画費。建設事業費の増額に伴うもので、町単独管路施設工事、マンホールポンプ交換工事の増額によるものでございます。補正額は1,835万8,000円の増額でございます。

款2、公債費、項1、公債費につきましては、増減はございませんでした。

歳出合計、補正額1,835万8,000円での増額で、総額は8億7,438万2,000円でございます。

次の4ページをお願いいたします。

第2表 地方債補正

変更をいたします。地方債の目的は、公共下水道事業です。補正前の限度額を8,280万円から1,490万円増額いたしまして、補正後の限度額を

9,770万円とするものです。

起債の方法、利率、償還の方法につきましては、補正前に同じでございます。

以上のとおり、御審議をお願いいたします。

○議長（小井土哲雄君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより議案に対する質疑に入ります。質疑のある方は、挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

―――日程第19 議案第51号 平成30年度御代田小沼水道事業会計

補正予算案（第1号）について―――

○議長（小井土哲雄君） 日程第19 議案第51号 平成30年度御代田小沼水道事業会計補正予算案についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

金井建設水道課長。

（建設水道課長 金井英明君 登壇）

○建設水道課長（金井英明君） 議案書117ページをお願いいたします。

議案第51号 平成30年度御代田小沼水道事業会計補正予算案について

地方自治法第218条第1項の規定により平成30年度御代田小沼水道事業会計補正予算第1号を、別冊のとおり提出いたします。

次の補正予算書1ページをご覧ください。

平成30年度御代田小沼水道事業会計の補正予算第1号は次に定めるところによる。

第1条 平成30年度御代田小沼水道事業会計予算第3条中に定めた収益的支出の予算額を次のとおり補正する。

収益的支出につきましては、2ページにありますように

第51款 水道事業費用

第1項 営業費用といたしまして、159万3,000円の減額をお願いするものです。人事異動に伴う総計費の減額をお願いするものでございます。

第2項 営業外費用並びに第4項予備費につきましては、増減はございません。

補正額の合計は159万3,000円の減額となり、総額1億8,306万5,000円となります。

第3条 予算第6条中に定めた職員給与費の予算額を、次のとおり補正する。

こちらにつきましても、人事異動に伴う総経費の減額、並びにパソコン入れかえによる水道料金会計システム、企業会計システムのプログラムの改定による増額をお願いするものでございます。

職員給与費といたしまして、159万3,000円の減額をお願いするもので、3ページにありますように給与111万4,000円、失礼しました。114万4,000円、手当76万6,000円、法定福利費49万3,000円をそれぞれ減額し、委託料81万円の増額を補正するものでございます。

以上のとおり、御審議をお願いいたします。

○議長（小井土哲雄君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより議案に対する質疑に入ります。質疑のある方は、挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

―――日程第20 報告第2号 平成29年度御代田町土地開発公社事業報告、財産目録、
貸借対照表及び損益計算書の報告について―――

○議長（小井土哲雄君） 日程第20 報告第2号 平成29年度御代田町土地開発公社
事業報告、財産目録、貸借対照表及び損益計算書の報告についてを議題とします。

報告を求めます。

荻原企画財政課長。

（企画財政課長 荻原春樹君 登壇）

○企画財政課長（荻原春樹君） 議案書の118ページをお開きください。

報告第2号 平成29年度御代田町土地開発公社事業報告、財産目録、貸借対照
表及び損益計算書の報告について

平成29年度御代田町土地開発公社の事業報告、財産目録、貸借対照表及び損益
計算書を平成30年5月25日、御代田町土地開発公社理事会に提出し、承認され
たので、地方自治法243条の第、失礼しました。地方自治法243条の3第2項

により、別紙のとおり報告をいたします。

平成30年6月8日

御代田町長

内容につきましては、第46期の事業報告書により、説明をいたします。議案書の121ページからお願いをいたします。

平成29年度の事業報告書でございます。

初めに概要です。

当社は公共用地等の先行取得及び管理処分を行うことにより、御代田町の秩序ある整備と町民福祉の増進に寄与することを目的としてございます。当年度において、やまゆり工業団地に接する大谷地区内11号線ほか路線測量と道路設計を行ってございます。

2の理事会の議決事項でございますが、2回の理事会を開催しまして、2件を議決しております。29年の5月16日には、28年度の決算といたしまして財産目録、貸借対照表及び損益計算書について御承認をいただいております。

230年の2月19日には、平成30年度の土地開発公社事業の計画と予算について、御承認をいただいたところでございます。

3番の会計で(1)の財産目録です。1の流動資産としまして、現金及び預金で612万2,408円であります。このうち普通預金262万2,408円、定期預金で350万円保有しております。

続いて、公有用地でございますが、旧鉄道用地が64万973円。代替用地としまして7,195万2,055円、合計の7,259万3,028円でございます。

3番の土地造成事業用地でございますが、やまゆり工業団地内に1億2,401万5,158円を保有しているということになってございまして、試算の合計2億273万594円でございます。

続きまして122ページが、公社の損益計算書になります。

1番、2番の事業収益、事業減価はございません。

3番の販売費及び一般管理費であります。こちら17万3,000円でございます。役員報酬としまして10万2,000円、法人町県民税7万1,000円を支出してございます。事業損失は合計、同額の17万3,000円となっております。

4番の事業外収益の1番としまして、受取利息、こちら426円であります。定期預金、普通預金の預金利息となっております。

5番の事業外費用は0円となっております、29年の経常損失は17万2,574円となっております。

6番、7番の特別利益、特別損失は0円のため、当期の純損失は17万2,574円で、当期の損失は同額17万2,574円となっております。

123ページをお願いいたします。こちらが貸借対照表でございます。

資産の部でございますが、先ほど申し上げましたとおり、流動資産で、現金及び預金が612万2,408円、公有用地が64万973円、完成土地等が1億2,401万5,158円、代替地としまして、7,195万2,055円となっております、流動資産合計、また資産合計は同額の2億273万594円となっております。

続いて負債の分になりますが、固定負債で、長期借入金でございます。1億3,570万円でありまして、こちら土地開発基金からの借り入れとなっております。負債合計は1億3,570万円でございます。

続いて資本の部であります。資本金、基本財産としまして、350万円でございます。こちらは町からの出資金、設立当初の町からの出資金となっております。準備金または欠損金です。前期繰越準備金は6,370万3,168円ございまして、当期の純損失が17万2,574円となっております。こちら資本金と合わせました準備金の合計ですが、失礼しました。準備金の合計は6,353万594円となっております、資本の合計は基本財産と合わせまして6,703万594円となっております。

負債と資本の合計でございます。負債合計が1億3,570万円と資本合計6,703万594円、合計が2億273万594円となっております、資産合計と一致をするものでございます。

平成29年度のキャッシュフロー計算書でございます。124ページになりますが、こちら事業活動によるキャッシュフローが全てでございます、土地の造成事業の支出で463万4,064円を支出しております。人件費の支出では10万2,000円、その他業務支出で町県民税7万1,000円を支出してございます。利息の受け取りが426円あるということで、事業活動によるキャッシュフローの

合計は480万6,638円のマイナスとなっております。

以上のことから、一番下から2行目になりますが、現金及び現金同等物の期首残高、こちらが1,092万9,046円ございましたので、このキャッシュフロー計算の480万6,638円をマイナスした612万2,408円が期末残高として来年度に繰り越している状況でございます。

以下、125ページからは決算に関する説明書、127ページからは付属明細表となっております。また133ページは監査報告となっておりますので、御確認をお願いします。

説明は以上です。

○議長（小井土哲雄君） 以上で、報告を終わります。

これより議題に対する質疑に入ります。質疑のある方は、挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって、平成29年度御代田町土地開発公社事業報告、財産目録、貸借対照表及び損益計算書の報告を終わります。

―――日程第21 報告第3号 平成29年度御代田町繰越明許費繰越計算書の

報告について―――

○議長（小井土哲雄君） 日程第21 報告第3号 平成29年度御代田町繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題とします。報告を求めます。

荻原企画財政課長。

（企画財政課長 荻原春樹君 登壇）

○企画財政課長（荻原春樹君） 議案書の134ページをお願いいたします。

報告第3号 平成29年度御代田町繰越明許費繰越計算書の報告について

平成29年度御代田町繰越明許費にかかる繰越計算書を、地方自治法施行令第146条第2項の規定により別紙により報告をいたします。

平成30年6月8日

御代田町長

次のページの135ページをお願いいたします。

29年度の繰越明許費繰越計算書でございます。

初めに一般会計であります。

款 2、総務費、項 1、総務管理費、事業名役場庁舎整備事業費、翌年度繰越額につきましては、7,961万8,000円でございます。こちらの財源内訳でございますが、未収入特定財源としまして、役場庁舎の整備基金を充ててございます。7,961万8,000円でございます。

続きまして、財産管理費5,000万円でございます。こちらは一般財源の財源でございます。全額一般財源で5,000万円となっております。

款 8、土木費、項 2、道路橋梁費、都市再生整備計画事業、翌年度繰越額1億964万円でございます。こちらの財源ですが、未収入特定財源としまして国庫支出金が6,887万1,000円、その他の財源としまして地方債3,070万円を予定してございます。残りの1,006万9,000円につきましては、一般財源を充ててございます。

続いて社会資本整備総合交付金事業4,441万2,000円が繰越額になってございます。財源内訳につきましては、国庫支出金が2,266万6,000円、その他の特定財源としまして地方債50万円を充てております。残りの2,124万6,000円が一般財源であるという状況でございます。

町単独道路新設改良費74万円でございます。こちらは全額一般財源となっております。一般会計の合計としまして2億8,441万円を翌年度に繰り越しさせていただきました。このうち未収入特定財源としまして、国からの交付金9,153万7,000円、こちら事業完了後収入する予定となっております。

その他の役場庁舎整備基金で7,961万8,000円、また地方債としまして3,120万円を予定してございます。地方債につきましても、事業完了後、借入れを起こすこととしております。それに合わせまして一般財源を8,205万5,000円、翌年度、平成30年度の会計繰越をさせていただくことになっております。

続きまして136ページ、こちらは公共下水道事業特別会計でございます。

款 1、土木費、項 1、都市計画費、御代田浄化管理センターの長寿命化事業でございます。こちらは専決処分の報告でも報告をさせていただきましたとおり、翌年度へ7,400万円を繰り越しをさせていただきます。財源の内訳でございますが、国庫支出金4,060万円、その他としましては地方債3,000万円を予定してご

ございます。こちら事業完了後の収入となる見込みでございます。また一般財源としてまして340万円につきまして、平成30年度に繰り越しをさせていただく予定でございます。

説明は以上です。

○議長（小井土哲雄君） 以上で報告を終わります。

これより議題に対する質疑に入ります。質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって平成29年度御代田町繰越明許費繰越計算書の報告を終わります。

以上で、全ての議案に対する質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第45号から議案第51号までは、会議規則第39条の規定により、お手元に配布してあります議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託したいと思っております。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。

よって議案付託表のとおり、各常任委員会に付託することに決しました。

―――日程第22 陳情第3号 国の責任による35人学級推進と、教育予算の
増額を求める陳情―――

―――日程第23 陳情第4号 義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充を求める
陳情―――

―――日程第24 陳情第5号 「最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める
意見書」の採択を求める陳情―――

○議長（小井土哲雄君） 日程第22 陳情第3号 国の責任による35人学級推進と、教育予算の増額を求める陳情について、日程第23 陳情第4号 義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充を求める陳情について、日程第24 陳情第5号 「最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書」の採択を求める陳情について、お手元に配布してあります陳情付託表のとおり、会議規則第92条の規定により、所管の常任委員会に付託しますので、審議願います。

以上で、本日の議事日程は全て終了しました。

本日はこれにて散会いたします。御苦労さまでした。

散 会 午後 2 時 3 2 分